

沖縄アリーナ個別施設計画策定業務委託に係る  
プロポーザル実施要領

## 1. 業務概要

### (1) 業務の目的

本市は、沖縄県内で那覇市に次ぐ人口を誇る中部の中核都市であり、昭和40年代後半から継続的な公共施設等の整備を行ってきた。現在、それらの公共施設等の中には老朽化が進行し維持補修の対応を求められている施設も出てきている。また、今後は人口の年齢構成の変化等により、公共施設等の利用需要の変化も予想されることから、早急に公共施設等の老朽化状況や運営状況を網羅的に把握し、長期的な視点に立って財政負担の軽減や更新費用の平準化を図るために、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを検討することが必要となっている。

本市では公共施設等の老朽化の状況や、今後の人口や財政状況等の見直しについて分析を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等として、平成29年3月に「沖縄市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定した。

本業務は、総合管理計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

(2) 業務名称 沖縄アリーナ個別施設計画策定業務委託

(3) 業務内容 別添「沖縄アリーナ個別施設計画策定業務委託 概要仕様書」に基づく

(4) 業務期間

契約締結日の翌日 から 令和4年3月31日まで

(5) 業務決定方法

公募型プロポーザル（書類審査及びプレゼンテーション）

(6) 提案書類

6. 提案書類等に示す通り

## 2. 提案上限額

6,622,000円（消費税を含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

## 3. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。企業体等として参加する場合は、公告日から業務期間までの間、下記(1)～(6)及び(9)を構成員すべてが満たすものとし、(7)～(8)を構成員いずれかが満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 公告日から契約候補者特定の日まで、沖縄市有資格業者の請負契約に係る

指名停止等の措置に関する要領(平成24年4月16日決裁)の規定による参加停止の措

置を受けていないこと。

- (3) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て中又は破産手続き中でない者。
- (6) 参加しようとする者の所在地が日本国内にあること。
- (7) 過去5年以内に元請として、地方公共団体の長寿命化計画（個別施設計画）策定業務の実績を有すること。  
※企業体として応募する場合は、構成員のいずれかが実績を有していること。
- (8) 受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する一級建築士の有資格者であること。
- (9) その他本業務を確実に遂行できること。

#### 4. スケジュール

- |                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 公募期間               | 6月11日（金）～7月1日（木）正午まで    |
| (2) 質問書の受付期間           | 6月11日（金）～6月21日（月）正午まで   |
| (3) 質問書に対する回答          | 6月28日（月）までに本市ホームページにて回答 |
| (4) 一次審査（書類審査）         | 7月1日（木）                 |
| (5) 一次審査結果の通知          | 7月5日（月）                 |
| (6) 二次審査（プレゼンテーションの実施） | 7月9日（金） ※予定             |
| (7) 最終結果通知             | 7月中旬 ※予定                |
| (8) 仮契約締結              | 7月中旬 ※予定                |

#### 5. 質問書の受付及び回答

- (1) プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、質問書（様式第3号）に質問内容を簡潔にまとめ、以下のとおり電子メール（ワード）で提出すること。

【質問受付期間】 6月11日（金）～6月21日（月）正午まで

【送付先アドレス】 [a27project@city.okinawa.lg.jp](mailto:a27project@city.okinawa.lg.jp)

- (2) 質問に対する回答は、6月28日（月）までに本市ホームページにて回答する。

#### 6. 参加申請書及び企画提案書類・提出部数

- (1) 参加申請書等・原本1部、副本1部
  - ア. 参加申請書（様式第1号）
  - イ. 各種法人税等を滞納していないことが証明できる書類（直近のもの）
  - ウ. 資本金を証明できる書類（直近のもの）
  - エ. 会社パンフレット等
  - オ. 業務参考見積（税込）（様式任意）
  - カ. 企業体等として応募する場合は、協定書（様式任意）

キ. 業務分担表又は組織図（様式任意）

※資格者については、資格書の写し等を添付すること。

(2) 企画提案書（様式第2号 1～8）・原本1部、副本9部

※業務実績については、証明する契約書の写し等を添付すること。

## 7. 提案書類の提出方法

(1) 提出方法：持参又は書留郵便で提出すること。（提出期限内必着）

【提出先】

沖縄市役所 企画部 プロジェクト推進室 担当 村田、新垣  
（所在地）〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号  
（電話番号）098-939-1212（内線2433）

(2) 受付期間 6月11日（金）～7月1日（木）正午まで

## 8. 審査方法

プロポーザルの審査は、本業務に関する評価委員会によって厳正に審査するものとし、審査方法は以下のとおりとする。

(1) 第一次審査（書類審査）

提出された提案書類を下記9に示す評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、応募者多数の場合は、上位3者程度を選考するものとし、選考結果を書面によって通知する。なお、選考された者のみ、第二次審査を実施する旨通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーションによる審査）

第一次審査により選考された者により、企画提案についてプレゼンテーションを実施し、下記9に示す評価基準に基づき審査を行い、第一次審査及び第二次審査の各委員の合計点により、最も優れている事業者を選定する。

(3) 選定結果の通知

審査結果を書面にて通知する。

※なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査を実施するものとし、評価の結果、一定水準（合計点数が満点の60%以上）に達しない場合は、契約候補者として選定しない。

## 9. 評価基準

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査する。

(1) 第一次審査（30点満点）

- ①企業（企業信頼度、業務実績、地理的優位性） 12点
- ②総括責任者（経験年数、業務実績、専任性） 12点
- ③担当者（経験年数、業務実績） 6点

## (2) 第二次審査 (70点満点)

別添概要仕様書に示す業務内容について、業務実施方針や業務遂行力、また具体的かつ効果的で実現性のある提案となっているかどうか、プレゼンテーションを通して総合的に審査を行う。

評価項目	評価の視点
業務実施方針	業務の目的及び業務内容について、施設特性及び関連計画等を十分に理解し、的確な課題認識等がされているかについて評価する。
業務遂行力	業務遂行について、実現可能な業務実施体制及び業務計画(業務手順・適正な工程計画)がされているかについて評価する。
計画策定の手法	関連計画等を踏まえた、調査の在り方や計画策定等の手法について、具体的かつ的確な提案となっているかについて評価する。
維持管理の方針及び手法	維持管理の方針や手法について、有用な施策や先進事例等を踏まえるなど、具体的かつ効果的な提案となっているかについて評価する。
長寿命化に向けた実施計画	管理運営費の縮減及び平準化に向けた実施計画が、具体的かつ効果的な提案となっているかについて評価する。
その他	その他、本市にとって有意義な提案について評価する。

### 10. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないもの
- (2) 業務参考見積額が提案上限額を超えたもの
- (3) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (4) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (5) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (6) 提案書等の提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (7) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

### 11. 契約に関する事項

#### (1) 契約候補者の特定

沖縄市は、評価委員会が選定した者を、本業務契約に係る随意契約の候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と業務契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再特定する。

- ①候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ②候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- ④候補者が本業務契約の締結を辞退したとき
- ⑤その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 業務契約金額

業務契約金額は、本市の定める本業務契約に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 業務契約内容及び実施条件

- ①業務内容については、提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行うものとする。
- ②業務実施体制に記載した配置予定者については、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

## 1 2. その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (6) 契約候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定するものとする。このため本業務を実施するにあたっては、沖縄市と協議のうえ進めていくものとし、提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。
- (7) 検討すべき事項が発生した場合は、沖縄市と別途協議を行うものとする。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (9) プロポーザルにより選定された事業者について、「沖縄市物品単価表及び登録者名簿」及び「沖縄市入札参加資格登録名簿」に掲載された事業者ではない場合は、契約の締結にあたって、以下の書類の提出を求めるものとする。
  - ①法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
  - ②商号登記している個人にあつては履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
  - ③商号登記していない個人にあつては身分証明書及び登記されていないことの証明書
  - ④財務諸表（法人及び個人）
  - ⑤滞納のない証明書
    - ア) 法人にあつては市町村税、法人税、消費税及び地方消費税
    - イ) 個人にあつては市町村税、所得税、消費税及び地方消費税

なお、上記書類について不備があった場合は、次点者を契約候補者として再特定するものとする。